

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う家計急変者に係る納付金減免申請要項

1. 新型コロナウイルスによる家計急変者に係る納付金減免の概要

新型コロナウイルス感染症拡大の直接的または間接的な影響により家計が急変し、経済上就学が著しく困難になった学部生及び大学院生に対し、納付金の減免を行うことによって、学業の継続を援助する

2. 対象者

本学在学期間中に発生した新型コロナウイルス感染症拡大の直接的又は間接的な影響により主たる生計維持者の経済状況が急変した場合において、次の要件をすべて満たす方が対象になります。
(外国人留学生については別途要件がありますので、お問い合わせください。)

(1) ア.またはイ.のいずれかに該当する方

ア.国又は地方公共団体等が新型コロナウイルス感染症拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書(※)の提出があること

※「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」参照
上記は例示であるため、その他の支援を受けている方は学生部(0422-37-3539)までご連絡ください。

イ.主たる生計維持者において、新型コロナウイルス感染症拡大の発生後の所得(減少した月の1か月分の給与を12倍するなどして算出)が昨年の所得と比較して2分の1以下となっていること

(2)主たる生計維持者一人の年間所得見込みが、給与所得者の場合は841万円以下、給与所得者以外は355万円以下であること

(3)修学の強い意思があること

(4)「大規模自然災害被災における納付金減免に関する規則」、または「成蹊大学私費外国人留学生授業料等減免に関する規則」による授業料減免を受けていないこと。

(5)休学中または留学中でないこと

3. 提出書類

(1)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う納付金減免願

(2) (「2.(1)ア.」に該当する方のみ) 行政機関等が発行する公的支援の証明書(※)の写し

※「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」参照
上記は例示であるため、その他の支援を受けている方は学生部(0422-37-3539)までご連絡ください。

(3) (「2.(1)イ.」に該当する方のみ) 最新の確定申告書(控)、又は最新の源泉徴収票

(確定申告書(控)又は源泉徴収票が提出できない場合は、区市町村発行の最新の所得証明書でも可)

(4) 収入減少の証明書

(給与所得者)収入減少後～最新の給与明細書、雇用保険受給資格者証、退職証明書等

(給与所得者以外)収入減少後～最新の事業帳簿(各月の売上・経費・所得金額がわかるもの)、
廃業証明書等

(5) 学修計画書

4. 減免額

審査の結果、採用となった方は、2020 年度に納付すべき授業料等納付金額の 1/3 が減免となります。すでに納付済の方については、還付を行うこととなります。(高等教育の修学支援新制度(給付奨学金・授業料等減免)との併給は可能ですが、減免後の納付金額の 1/3 の金額を減免いたします。)

5. 申請期限

2020 年 9 月 18 日(金)必着

6. 郵送先

成蹊大学学生部奨学金担当宛

〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町 3-3-1

(必ず簡易書留、レターパック等、送達記録が残る形で送付してください。)

7. 問い合わせ先

成蹊大学学生部(TEL)0422-37-3539

平日(月～金)9:00～11:30、12:30～17:00